

(仮称)いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 9 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

第1章 環境影響評価の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を令和6年6月21日に公告し、公告の日から起算して1ヶ月間の縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年6月21日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和6年6月21日（金）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

地方公共団体の広報誌によるお知らせを実施した。（別紙2参照）

- ・令和6年6月5日付の広報誌「広報いちき串木野おしらせ版（令和6年6月5日号）」
- ・令和6年6月10日付の広報誌「広報薩摩川内（令和6年6月10日号）」

③ インターネットによるお知らせ

インターネットによるお知らせを実施した。（別紙3、別紙4参照）

- ・鹿児島県ホームページ
- ・いちき串木野市ホームページ
- ・薩摩川内市ホームページ
- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す9箇所において縦覧を実施した（参考資料参照）。

また、株式会社グリーンパワーインVESTメントのホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った（別紙4参照）。<https://greenpower.co.jp/news/>

- ・鹿児島県庁 13階環境林務課
- ・いちき串木野市役所串木野庁舎（正面玄関1階ロビー）
- ・いちき串木野市羽島交流センター1階
- ・いちき串木野市荒川交流センター1階
- ・薩摩川内市役所本庁 4階環境課
- ・薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター
- ・薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）まで（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：午前9時から午後5時まで
（開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は10名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は、本編529回、要約書102回、資料編54回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和6年7月1日（月） 18時30分～20時10分	薩摩川内市 SSプラザせんだい301～303会議室	13名
令和6年7月9日（火） 18時30分～20時30分	いちき串木野市 羽島交流センター	22名
令和6年7月11日（木） 19時30分～20時40分	いちき串木野市 荒川交流センター	23名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和6年6月21日（金）から令和6年8月5日（月）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。（別紙5参照）

- ①株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は12通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は12通26件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者見解
1	「電力は余っている、又人口減少していくのに。」 鹿児島県の再生可能エネルギーの年間発電量は、29億kwhで80万世帯分です。県の総世帯数は73万世帯で、7万世帯分余っていると聞いてます。人口も増々減っていきます。私達いちき串木野市は、尚更人口減です。川内原発、洋上風力発電、今度は風力発電計画を聞いて驚いてます。何故いちき串木野市に風力発電、しかも荒川小学校の上に出てます、又川には、蛸も生息していて、蛸祭りも有ます。美しい森林山肌をけずり自然破壊、生態系への影響など莫大な犠牲を与えて何処へ送電されるのでしょうか？今異常気象で連日大雨など山肌から洪水等をテレビで放送されてます。今年は台風、竜巻等多いと聞いてます。いちき串木野市、我が町は海の側で「台風銀座」と呼ばれてます。 中止をお願いします。	ご意見にも記載いただいているとおり、近年、異常気象が当たり前ようになり、豪雨等が頻発しています。その主な原因は大気中の温室効果ガスの増加による地球温暖化であると考えられています。この地球温暖化の進行をできるだけ緩和するため、日本政府は2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指しており、それを見据え、2030年度時点で温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）することを目標として掲げています。この目標達成のため、2021年に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの2030年度における電源構成比を36～38%にすることを見込んでいますが、2022年度現在、再生可能エネルギーの比率は21.7%にとどまっております（「令和4年度（2022年度）におけるエネルギー需給実績（確報）」（令和6年、資源エネルギー庁））、この比率を上げていくことが急務となっています。また、同計画では、風力発電について、「我が国においても今後の導入拡大が期待される」、「今後、適地の確保や地域との調整、コスト低減に加え、北海道、東北、九州などの適地から大消費地まで効率的に送電するためのシステムの確保、出力変動に対応するための調整力の確保、系統側蓄電池等の活用などを着実に進める」とされており、積極的に導入を進める計画となっています。 上述の背景を踏まえると、化石燃料に依存した火力発電を大幅に減らしていき、それに代わるものとして、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を更に進める必要があります。 一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状で、本地域は限られた風力発電事業の適地の一つであり、そのため、本事業を当地で計画しているものです。 環境影響評価準備書にも記載のとおり、本事業では、周辺環境に配慮した計画としていますが、今後も引き続き地域の皆様のご意見を踏まえ、更に環境影響を低減するための検討を進め、地域と共存する風力発電事業を目指してまいります。 風力発電施設を設計するにあたっては、法令に準拠することで、台風や地震の影響を考慮した設計といたします。また、施設稼働後においても故障などが生じていないか定期的な点検を行います。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
2	健康被害について市民に説明がない。 風車の音の低周波、電磁波のストレス倦怠感、睡眠不足、頭痛、めまい等々軽度から生死に関わるものまであるとの事が言われ始めていますが、市民には健康被害の件は説明なされてませんよね。病気の被害は、1ヶ月、2ヶ月で今すぐにでるものではなく知らず知らずのうちに犯されます。最近では水俣病水銀の件でもテレビで有ました。原発も一緒です、(放射能) 荒川小学の子ども達も毎日学校に通っています。低周波音を浴びながら、鉄塔や送電線の多く立ち並び、美しい景観もだいなしだと思います。今まで聞かなかった異常気象、線状降水帯とか大粒のひょう、あられ、竜巻、台風(ハリケーン)等で風力発電の風車(大きな)等が壊れたらどうなるのでしょうか？ 『一番は健康な命です』これからでも遅くありません。(中止)	環境影響評価を行うにあたっては、発電所アセス省令第(註)に基づき、適切に現況を把握したうえで、環境影響の程度について予測評価を行っています。その結果、風力発電機の稼働に係る騒音、超低周波音、風車の影といった生活環境に係る項目については、いずれも評価基準とした数値を下回っています。施設の稼働後に地元にお住まいの方から問い合わせ等があった場合には、速やかにその方にヒアリングを行い、状況に応じて対策を検討するなど、地域住民の方のご理解をいただきながら、事業を進めてまいりたいと考えております。 風力発電施設を設計するにあたっては、法令に準拠することで、台風や地震の影響を考慮した設計といたします。また、施設稼働後においても故障などが生じていないか定期的な点検を行います。 注) 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令
3	環境の保全の見地から次の通り意見書を提出します。 私は、再エネは必要という立場です。 しかしその導入にあたっては「地域密着型の地産地消の計画であること」「人体・漁業・畜産・養鶏などへの影響がないこと」「自然に優しく景観を壊さない計画であること」「地域住民・漁業関係者・自然保護団体などの合意形成が図られること」が大前提と考えます。 そうした立場でこの風力発電計画を見たとき次のような問題点が浮き彫りとなっています。 1. 地域密着型の地産地消の計画となっているか ①2023年の再エネ出力制御量は約19.2億kWh(約45万世帯分の年間消費電力量)に達し、その70%以上(約13.7億kWh・訳32万世帯分の年間消費電力量)が九州電力となっており、九州の電力は足りていることが明らかになっています。 ②県は国に対して「関門連携線の増強による域外への送電可能量の増大等を要望している事実からも、地域密着型の地産地消とは程遠い計画となっています。	日本政府は2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指しており、それを見据え、2030年度時点で温室効果ガス排出量を46%削減(2013年度比)することを目標として掲げています。この目標達成のため、2021年に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの2030年度における電源構成比を36～38%にすることを見込んでいますが、2022年度現在、再生可能エネルギーの比率は21.7%にとどまっております(「令和4年度(2022年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」(令和6年、資源エネルギー庁))、この比率を上げていくことが急務となっています。また、同計画では、風力発電について、「我が国においても今後の導入拡大が期待される」、「今後、適地の確保や地域との調整、コスト低減に加え、北海道、東北、九州などの適地から大消費地まで効率的に送電するための系統の確保、出力変動に対応するための調整力の確保、系統側蓄電池等の活用などを着実に進める」とされており、積極的に導入を進める計画となっています。 上述の背景を踏まえると、化石燃料に依存した火力発電を大幅に減らしていき、それに代わるものとして、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を更に進める必要があります。また、「地域密着型の地産地消の計画」は望ましいものですが、エネルギーの大消費地と再生可能エネルギーの生産適地は現状では離れており、脱炭素社会実現のためには、上述の「第6次エネルギー基本計画」にも記載のとおり、適地で発電して大消費地に送電することも必要になります。 弊社としては、地域の資源をお借りして発電することの認識で事業を進めており、皆様のご意見・ご要望をしっかりと受け止めた上で、地域に貢献する事業となるよう最大限の配慮をしますので、ご理解賜れば幸いです。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
4	2. 地域環境への影響はないのか ①荒川の周辺は市内でも貴重な川の生息地域として、これまでも市民に愛され憩いの場所となっている地域です。風車建設時の森を伐採し山を削る。また、風車の支柱を立てるなどの作業での土砂流出による川の汚濁などで川や海の生物への影響はないのか。	工事中の土砂流出による影響予測及び環境保全措置については、環境影響評価準備書のP.589～P.614に記載のとおりです。荒川流域での改変区域面積は流域面積の0.3%と割合は小さく、河川の水の濁りやこれに伴うホタル類など水生生物への影響は大きいものではないと考えますが、さらに沈砂池・ふとんかご・土砂流出防止柵の設置、切土・盛土法面等の早期緑化、沈砂池堆積物の除去等の土砂流出防止対策を確実に実施するなど、影響のできる限りの低減に努めてまいります。
5	②森林伐採で保水力を失った山の周りでは当然土砂災害の危険性が高まります。それでなくてもこれまで羽島からの海岸線の道路では、雨のたびに落石があり危険な道路として、海岸線の道路は避難道路には適さないと、黎明トンネルが作られた経緯があります。大量の土砂流出による山崩れ、集中豪雨の災害誘発などの危険につながらないかなど懸念されます。	本事業では、森林の伐採・改変面積を最小化する計画としており、風力発電機や取り付け道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄官庁の審査を受け、安全を確保します。また、土地改変に伴う法面対策としての早期緑化、濁水対策としての排水設備の設置などの対策を講じ、土砂災害の発生防止に努めます。
6	3. 人体・畜産・養鶏への影響はないのか ①ポーランドやスウェーデンなどの諸外国のガイドラインの先進例を参考に、「国は疫学調査結果に基づいて低周波による健康被害を防止するに足りる、新しい法的な規制基準を早急に策定し、これに基づき風力発電施設（風車）の立地基準の設置場所に関しても基準を策定すべきである（2013年12月）との、日弁連意見書に基く環境基準が策定されていません。 ②騒音・低周波音による健康被害の可能性は消費者庁が認めています。おもな症状は睡眠障害・頭痛・ストレス等々症状は多岐にわたっている状況です。慢性的な不眠と船酔いの症状と言われています。 ③仮に被害が出て、行政や事業者にも訴えても「因果関係が証明されていない」の一言で終わり、現在では泣き寝入りしがほぼ確定で、被害者補償や救済処置もないといわれています。 ④人工的な騒音に常に脅かされる日々。「穏やかな生活」「静かな環境」が奪われて、住み慣れた土地に住み続けられない。このような事が起こりえるではありませんか。	環境省では、平成25年度から水・大気環境局長委嘱による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」を設置し、風力発電施設から発生する騒音等を適切に評価するための考え方について検討を進め、平成28年11月25日に検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」を取りまとめています。この報告書を受け、環境省は風力発電施設から発生する騒音等についての指針を取りまとめており、本事業における環境影響評価においても同指針を基に騒音に対する影響を評価しています。なお、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）では、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」ことが記載されています。 同指針に基づき評価を行った結果、風力発電施設からは十分な距離が離れており、いずれの地点・季節においても指針値を下回る結果となっています。施設の稼働後に地元にお住まいの方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかにその方からヒアリングを行い、状況に応じて対策を検討します。
7	*現在でも過疎化の地域です。生活環境が悪化した地域は、これまでにまして人が離れます。帰郷や移住も望み薄です。風力発電は地域の衰退の引き金となりえます。餌がなくなった動物たちが人里の畑を荒らす。都会にない「穏やかな暮らし」こそ田舎の部落が持つ最高の資産ですが、それも失われるような状況は看過できません。風力発電設備計画の中止を求めます。	弊社では、再エネ普及を通じた地域との連携を推進しており、収益の一部を活用した地域振興に取り組んだりするなど、地域の活性化に結びつく事業となることを目指しています。その中で、地域のご要望に基づき、例えばご意見のような課題がある場合、そのために弊社として何ができるか検討し、課題解決に結びつく取組に努める所存です。本事業は地域の資源をお借りして発電するものであり、上記のような取組を通じて、地域のご理解を賜りながら事業を進めてまいります。
8	*最後に、環境評価準備書の閲覧は、私たち市民にとってハードルの高いものでした。 まず、場所が庁舎の玄関口で真正面というようにところに分厚い書類を、長い時間見ておれないような環境にさらされ十分閲覧できない状況でした。 インターネット上の検索で見ても画面に長時間集中できないので、必要な部分の印刷をと思っても印刷が出来ない。このような状況を見ても調査したのがこれです、と形式的にやっている感がぬぐえません。 今後は、閲覧場所として、どこか見やすい環境を整え市民に対応されたいかがでしょう。	縦覧につきましては、環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。 また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティの観点において、そのような措置としております。 図書の縦覧場所については、ご意見も踏まえ、今後は、より住民の方々にとってできるだけ閲覧しやすい環境の確保に努めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
9	・九州電力は電力が余っている状況で、海外・国内で低周波音の健康被害を訴えている人が沢山いても保障されていない ・低周波音などによる生態系が崩れバードストライクで鳥を殺し周囲の田園を荒廃させ15年～20年後には産業廃棄物となり環境的に問題 ・市民、近隣の住民への健康被害、生態系への影響、ハザードマップを使用した土砂災害がおきた場合の説明などデメリット部分も情報開示されていない ・低周波音、超低周波音の騒音の測定をして情報提示して欲しい。 以上の事から 市民の命と生活を守る事が一番大事だと思っています。 風力発電建設に反対します。	日本政府は2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指しており、それを見据え、2030年度時点で温室効果ガス排出量を46%削減(2013年度比)することを目標として掲げています。この目標達成のため、2021年に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの2030年度における電源構成比を36～38%にすることを見込んでいますが、2022年度現在、再生可能エネルギーの比率は21.7%にとどまっており(「令和4年度(2022年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」(令和6年、資源エネルギー庁))、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの積極導入が求められている状況です。 低周波音による生態系への影響については、十分な知見が無く、その因果関係は明らかになっていませんが、対象事業実施区域及びその周辺には既存の風力発電所が存在するものの、クマタカを頂点とする生態系が現在もみられることから、大きな影響はないものと考えています。また、バードストライクの影響については、本環境影響評価準備書のP.807～P.879に予測結果を記載しています。いずれの種に対しても大きな影響はないものと予測していますが、予測の不確実性の程度が大きいことから、稼働後の事後調査を計画しています。事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。 また、風力発電機が稼働を終えた後の処分に係るご懸念については、稼働終了後の風力発電機等の廃棄も含めた事業計画としており、廃棄に際しては関係法令に則って適正に処分し、環境の保全に努めます。 低周波音による人の健康被害については、環境省の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)において、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」ことが記載されています。ただし、超低周波音については、地域の皆様の関心も高いことから、本事業による超低周波音の影響について予測したところ、風力発電機と住居との間に十分な距離が確保されていることもあり、ISO-7196に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である100デシベルを下回って、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較においても、超低周波音の中心周波数である20Hz以下において、すべての地点で「わからない」とされる基準を下回る結果となりました。ただし、施設の稼働後に地元の方から問い合わせ等があった場合には、速やかに状況に応じた対策を講じることとします。 生態系等の自然環境の調査・予測・評価結果については、環境影響評価準備書のP.631～P.1138に記載しており、各種環境保全措置によって影響を回避・低減した結果、いずれの種・群落・生態系に対しても影響は小さいものと予測されています。ただし、予測の不確実性の程度が大きい項目については、事後調査を実施し、工事中・稼働後の影響の検証を行うこととしており、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導や助言を得て、環境影響の程度に応じて追加の環境保全措置を講ずることとしています。 土砂災害については、「環境影響評価法に基づく基本的事項」において「環境要素」に入っていないため、環境影響評価において扱う項目に該当しませんが、本事業では、森林の伐採・改変面積を最小化する計画としており、風力発電機やその建設のための取り付け道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄官庁の審査を受け、十分安全を確保できる施設とし、土砂災害の発生防止に努めます。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
10	低周波音に沢山の健康被害が報告されています。 そして、自然破壊・生態系への影響など我々住民に甚大な犠牲を与えます。その責任は誰が取りますか？ 日本の四大公害病の次は風車による公害病です。	環境省の検討会報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）では、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」ことが記載されています。ただし、超低周波音については、地域の皆様の関心も高いことから、本事業による超低周波音の影響について予測したところ、風力発電機と住居との間に十分な距離が確保されていることもあり、ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを下回って、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較においても、超低周波音の中心周波数である 20Hz 以下において、すべての地点で「わからない」とされる基準を下回る結果となりました。ただし、施設の稼働後に地元の方から問い合わせ等があった場合には、速やかに状況に応じた対策を講じることとします。 また、生態系等の自然環境への影響については、環境影響評価準備書の P. 631～P. 1138 に記載しており、各種環境保全措置によって影響を回避・低減した結果、いずれの種・群落・生態系に対しても影響は小さいものと予測しました。ただし、予測の不確実性の程度が大きい項目については、事後調査を実施し、工事中・稼働後の影響の検証を行うこととしており、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の指導や助言を得て、環境影響の程度に応じて追加の環境保全措置を講ずることとしています。 本事業については、環境影響評価の手続きの中で、今後、専門家の意見も踏まえた国や県による審査を受け、科学的な知見に基づき、より環境に配慮した計画となるよう努めるとともに、今後も引き続き地域の皆様のご意見を踏まえ、更に環境影響を低減した計画とし、地域と共存する風力発電事業を目指してまいります。本事業は地域の資源をお借りして発電するものであり、地域のご理解を賜りながら事業を進めてまいります。
11	超低周波音による健康被害についてどれくらい把握し、住民に説明していますか？風力発電による健康被害にはストレス・脱力感倦怠感・吐き気からの自律神経失調症・睡眠不足・血圧上昇・動悸・頭痛・手足のしびれ・幻覚・幻聴・ひきつけ発作（経度から死にいたるものまで有る。）等、沢山の健康被害が発症すると言う事が報告されています。 日本の四大公害（水俣病・新潟水俣病・神通川イタイイタイ病・四日市ぜんそく）の次は風車病（薩摩半島風車病）を発症させるつもりですか責任者の方は風車下で何年か生活して無事を立証してみせて下さい。私達は水俣病の二の舞いには成りたくありません。耐久年数 20 年後は解体ですか、建て替えですか？その時まで貴社は存在していますか？	超低周波音の影響について、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）では、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」ことが記載されています。ただし、超低周波音については、地域の皆様のご関心も高いことから、本事業における環境影響評価においては、超低周波音の影響について、本事業のみの影響と、本事業、既設の事業、現在計画の事業を含めた累積的影響との 2 パターンの影響について、調査、予測、評価を行いました。結果、十分な距離が確保されており、ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較においても、超低周波音の中心周波数である 20Hz 以下において、すべての地点で「わからない」とされる基準を下回っています。施設の稼働後に地元にお住まいの方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかにその方からヒアリングを行い、状況に応じて対策を講じることとします。 耐用年数経過後は、機器の状況や地権者様・地元住民の方々などのご意見を踏まえて、撤去、あるいは、新しい風力発電機に建て替えなどの対応を検討してまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
12	健康被害も自然破壊も生態系壊す事も明らかです。電気は、鹿児島も日本も足りてます。 地方を犠牲にして都会に電気を送る事業に絶対反対します。日本の四大公害病に続く風車による公害病については、必ず責任を取ってまいります。	本事業による生活環境及び自然環境への影響については、環境影響評価準備書に記載のとおりで、可能な限り、これらの影響を回避または低減する計画としていますが、今後も引き続き地域の皆様のご意見を踏まえ、更に環境影響を低減するための検討を進め、地域と共存する風力発電事業を目指してまいります。 また、日本政府は 2050 年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指しており、それを見据え、2030 年度時点で温室効果ガス排出量を 46%削減（2013 年度比）することを目指して掲げています。この目標達成のため、2021 年に閣議決定した「第 6 次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの 2030 年度における電源構成比を 36～38%にすることを見込んでいますが、2022 年度現在、再生可能エネルギーの比率は 21.7%にとどまっております（「令和 4 年度（2022 年度）におけるエネルギー需給実績（確報）」（令和 6 年、資源エネルギー庁））、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの積極導入が求められている状況です。 本事業は、地域の環境に配慮しつつ、脱炭素社会を目指すための取り組みであることをご理解いただければ幸いです。
13	健康被害・自然破壊・生態系壊して景観を損ねてそして地方を無視し、犠牲にして何処へ電気を送ろうとしていますか。耐久年数を向える 20 年後は建て替えですか、撤去ですか。健康被害の責任、20 年後どうするのかなど納得のゆく説明をして下さい。	本事業による生活環境、自然環境及び景観への影響については、環境影響評価準備書に記載のとおりで、可能な限り、これらの影響を回避または低減する計画としていますが、今後も引き続き地域の皆様のご意見を踏まえ、更に環境影響を低減するための検討を進め、地域と共存する風力発電事業を目指してまいります。 耐用年数を迎えた後には、メンテナンスを継続して事業を継続するほか、建て替えまたは撤去を検討しますが、現時点では、できるだけ長く当地での事業継続を考えています。地域には、弊社の事務所もありますので、何か問題が発生した場合、ご連絡いただければと存じます。
14	①御社の説明会では、景観形成ガイドラインについて、配慮書から調整を行ってきたということでしたが、羽島の交流センターからのフォトモンタージュは、ありませんでした。 この点について、説明会では説明がなかったもので、実際に見える見えないがわかりませんでした。どこに視点場を設け、予測評価していますか。 その設けた視点場については、いちき串木野市とどのような協議がなされていますか。また、問題ないと調整ができていますか。 ②不特定多数の者が、眺望を楽しめる場所として、景観の視点場を白浜海岸、薩摩藩英国留学生記念館にも設けるべきと考えます。	①ご指摘いただきました羽島交流センターについては、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン（以下、景観形成ガイドラインとする）」の眺望点として選定していますが、地形データから算出した可視領域図においては、風力発電機が見える地点と判断されたものの、現地調査の結果、眺望点周辺に生育する樹木により、風力発電機を設置する尾根付近が視認できない状況であり、風力発電機が不可視となると判断したため、フォトモンタージュの作成は行っておりません。 また、環境影響評価の手続きにおける各視点場については、観光マップや市のホームページを基に不特定かつ多数の人が景観を楽しむために利用している場所として「主要な眺望点」を選定し、それに加えて地域の方が日ごろからよく見ている景観「日常的な視点場」として小学校や交流センターを選定しており、羽島交流センターについても日常的な視点場として選定しています。なお、環境影響評価の手続きと並行して行っている「景観形成ガイドライン」の審査においては、いちき串木野市と協議の上、眺望点の選定を行っており、今回準備書に掲載した主要な眺望点及び日常的な視点場は、「景観形成ガイドライン」で選定した地点のうち、前述した環境影響評価の手続きにおける基準に準じた地点を抽出したものととなります。 ②本準備書において「薩摩藩英国留学生記念館」及び「白浜海岸」については、不特定かつ多数の人が景観を楽しむために利用する場所、地域の方が日ごろからよく見ている景観のどちらにも当てはまらないと判断したため、主要な眺望点として選定しておりません。なお、両地点とも環境影響評価の地点として選定はしていないものの、「景観形成ガイドライン」の対象地点として選定しており、今後事業を進めるにあたっては鹿児島県及びいちき串木野市と協議を行いながら進めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
15	鹿児島も日本も電力は充分足りていますよ 住民に健康被害を与えて自然壊して生態系壊して何が目的でやり始めましたかこの風車による公害病の責任は必ず取ってもらいます 大変な事に成りますよ	日本政府は2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指しており、それを見据え、2030年度時点で温室効果ガス排出量を46%削減(2013年度比)することを目指して掲げています。この目標達成のため、2021年に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの2030年度における電源構成比を36~38%にすることを見込んでいますが、2022年度現在、再生可能エネルギーの比率は21.7%にとどまっています(「令和4年度(2022年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」(令和6年、資源エネルギー庁))。そのため、化石燃料に依存した火力発電を減らし、それに代わるものとして、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの積極導入が求められている状況です。 本事業による生活環境及び自然環境への影響については、環境影響評価準備書に記載のとおりで、可能な限り、これらの影響を回避または低減する計画としていますが、今後も引き続き地域の皆様のご意見を踏まえ、更に環境影響を低減するための検討を進め、地域と共存する風力発電事業を目指してまいります。
16	充分気を付けて頑張れー	ご意見、ありがとうございます。今後も地域の皆様のご意見を大切にしながら、環境に配慮しつつ、慎重に事業を進めてまいります。
17	要約書より p1 地域貢献について 風力発電建設から、稼働中、撤去までの期間、多少の地域活性化は見込まれると考えるが、終了したあと、企業に頼っていた分、地域の自活する能力は失われ、むしろ廃れる一方であると考えられる。	当該事業については、まずは20年間の稼働を見込んでいますが、その後については、地域の方々のご理解が前提となりますが、リプレース等により、稼働を継続することも検討しており、地域に貢献し、地域の活性化につながる事業となるよう努めてまいります。弊社としては、地域の資源をお借りして発電するとの認識で事業を進めており、地域の皆様のご意見・ご要望をしっかりと受け止めた上で、地域に貢献する事業となるよう最大限の配慮をしますので、ご理解賜れば幸いです。
18	p2 供用開始後の定常状態における操業規模に関する事項 ロータ直径は130m、高さは180m、159mと大変巨大であり、多くの資材が必要となります。さらに、その資材の中にはレア・アースが含まれることがあります。このことから、建設時に大量の資源が消費され、環境汚染が進むと考えられる。	ご指摘のとおり、風力発電機の部品の一部にはレアアースが使われています。また、レアアースの鉱石の採掘や製錬に伴って環境汚染が発生する可能性についても把握しています。このような採掘や製錬に伴う環境汚染については、世界的に問題視されており、各国・地域で規制が強化されているところです。弊社では、こうした背景も踏まえ、風力発電機の選定も含めて、できる限り環境に配慮することとします。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
19	p 19 超低周波音について 「建具のがたつきが始まる音圧レベル」は物的苦情に関する参照値であり、心身に関する苦情に関する参照値について述べられていない。日本国内、海外問わず、風力発電のそばに住む住民の中で、低周波音による睡眠障害や頭痛、めまい、耳鳴りなどの類似の症状が見られている。御社には低周波音による近隣住民の健康被害のリスクについて具体的に述べ、近隣住民へ伝える義務がある。また、低周波音の影響は人間のみならず動物にも関係しており、むしろ動物の方が可聴音の音域が広く、多大なる影響が懸念される。実際に、国内で風力発電が建設された後、猪が山から降りてきて田畑を荒らす、凶暴化する等の事例が報告されている。	超低周波音の影響について、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）では、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった。」ことが記載されています。ただし、超低周波音については、地域の皆様のご関心も高いことから、本事業における環境影響評価においては、超低周波音の影響について、本事業のみの影響と、本事業、既設の事業、現在計画中の事業を含めた累積的影響との 2 パターンの影響について、調査、予測、評価を行いました。結果、十分な距離が確保されており、ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100 デシベルを下回り、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較においても、超低周波音の中心周波数である 20Hz 以下において、すべての地点で「わからない」とされる基準を下回っています。施設の稼働後に地元にお住まいの方から問い合わせ等があった場合には、速やかにその方からヒアリングを行い、状況に応じて対策を講じることとします。 事業の実施による獣害の拡大について、当社がこれまで実施させていただいた事業においてはそのような事例が確認されたことはございません。なお、当事業においては、改変面積を最小化するとともに、造成により生じた裸地部は、早期緑化を実施した後、自然遷移による現状の植生回復を図ることにより、動物の生息環境の変化を最小限に抑えることとしています。
20	p 29～生態系について 多様な植物や生物が生息しており、その生態系が破壊されることは、自然環境にとっても、地域住民にとっても多大な損失である。特に、計画区域内には「川内川流域県立自然公園」や「保安林」があり、自然環境保全及び防災上で大きな懸念であると考えられる。	「川内川流域県立自然公園」については、工事用資材等の輸送ルートの一部がその中に含まれていますが、既存の林道を活用する計画としております。また、保安林については、その一部において改変を予定していますが、可能な限り改変面積、森林伐採面積が小さくなるよう努めるとともに、引き続き関係当局と協議しながら、保安林機能への影響や自然環境への影響が最小限となるような事業計画としてまいります。
21	p 29～バットストライクやバードストライクについて 「ブレード回転域の高度を飛翔することは少ない」等としているが、実際に、国内で風力発電事業者により、バードストライクが起こらないように設置すると事前説明がありながら、設置後にバードストライクが起きている事例がある。特に、上位性注目種であるクマタカへの影響が懸念される。	対象事業実施区域及びその周辺では、3 ペアのクマタカが確認されておりますが、環境影響評価準備書の p. 1115、p. 1118、p. 1121 の各表に記載のとおり、当社の新設風力発電機の影響によるペア別の衝突個体数の推定値は、最大で年間 0.0039 個体と予測されており、実際に風力発電機に衝突する可能性は小さいと考えております。同様に、コウモリ類やその他の鳥類についても、バットストライク・バードストライクの影響は小さいものと予測しています。 ただし、稼働後にバットストライク及びバードストライクに係る事後調査を計画しており、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。

No.	一般の意見の概要	事業者見解
22	p 36 景観に関して 棚田や海や山川の景観資源の羨望に影響がある。	主に海方向の眺望を景観資源とする眺望点である「市来海岸（吹上浜）」における風力発電機の視認状況としては、海方向と風力発電機の眺望方向が重複することなく、視認される風力発電機の大きさについても、最大で「景観的にほとんど気にならない」とされる1度を下回っているため、風力発電機が存在に伴う影響は小さいと予測しております。 また、「薩摩川内市景観条例」において「田園文化ゾーン」されている「寄田の棚田」、「毎床の棚田」及び「高江新田」のうち、「寄田の棚田」、「毎床の棚田」の2地点においては、風力発電機が視認できない状況であるため、風力発電機による景観への影響はないと考えております。「高江新田」においても、風力発電機が視認できるものの、視認状況は最大で「負の意味風力発電機を気にするようになる」とされる垂直見込角4度を下回っており、かつ、既設風力発電機も視認できる地点となっており、風力発電機が存在に伴う影響は小さいと予測しております。これらのことから、風力発電機の設置を計画している山地において風力発電機が存在に伴う影響は小さいと予測しております。 なお、本計画において、景観資源である棚田をはじめとした水田、川及び海に対する直接的な変更を行う計画はないため、これら景観資源を対象とする眺望景観への影響はないものと考えております。
23	地震、台風について 台風の多い鹿児島で、風力発電は本当に効率的なのか。日本では、地震による倒壊の可能性も高い。	本事業の検討に際しては、対象事業実施区域内に風況観測塔を設置し、上空の風況を観測した上で、事業実施が可能であると判断し、計画を進めています。 風力発電機の設置に際しては、現在の厳格な基準に基づいて設計し、審査を受け、合格した後に建設工事に着手します。 建設工事時の施工管理、稼働後の保守・維持管理を適切に行い、事故が無いように最善を尽くしてまいります。
24	準備書の公開に関して 公開された準備書は短い閲覧期限の制限があり、さらにダウンロードとプリントアウトできない細工がされている。インターネットを普段使わない人は、市役所やコミュニティセンターなど、長時間閲覧できないような場所でしか見ることができない状況に設定されている。これをもって「準備書を広く一般に公開している」とは到底言えない。 また、事前に多数の問題点を認識しているならば、それを広く住民に伝達し、理解してもらう義務が御社にあると考える。羽島、荒川地区や川内に住む人へ計画について聞いたところ、計画をそもそも知らないという声や、風力発電のデメリットを知らないという声、もう既成事実として進められている為意見をしても無駄だという声が聞かれた。	縦覧につきましては、環境影響評価法に基づいて、縦覧や電子縦覧等の手続きを行っております。 また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティの観点において、そのような措置としております。 また、図書の縦覧場所については、ご意見も踏まえ、今後は、住民の方々にとってできるだけ閲覧しやすい環境の確保に努めます。 地元の各地域の方々には、これまでに住民説明会や地区の会合などで、事業計画や環境影響について説明してきましたが、今後、改めて事業計画や環境影響の周知・説明に努めるとともに、いただいたご意見を踏まえ、更なる事業計画の改善に努めてまいります。

No.	一般の意見の概要	事業者見解																																																																
25	送電線からの離隔距離不足による災害の恐れ、土砂災害の恐れがあることから、本事業計画の撤回を求めます。 ■送電線からの離隔距離 対象事業実施区域には川内原発の外部電源 6 回線のうち 4 回線の送電線が通っています。川内原子力線 (550kV) 2 回線と新鹿児島線 (220kV) 2 回線です。それらの送電線に対する各風車の離隔距離は以下の表の通りです。 <table><tr><th>風車</th><th>川内原子力線までの距離(m)</th><th>新鹿児島線までの距離(m)</th></tr><tr><td>#1</td><td>693</td><td>255</td></tr><tr><td>#2</td><td>556</td><td>265</td></tr><tr><td>#3</td><td>945</td><td>670</td></tr><tr><td>#4</td><td>1250</td><td>975</td></tr><tr><td>#5</td><td>558</td><td>1040</td></tr><tr><td>#6</td><td>195</td><td>660</td></tr><tr><td>#7</td><td>370</td><td>268</td></tr><tr><td>#8</td><td>610</td><td>265</td></tr><tr><td>#9</td><td>239</td><td>745</td></tr><tr><td>#10</td><td>1290</td><td>206</td></tr><tr><td>#11</td><td>1580</td><td>457</td></tr></table> 離隔距離が500m以下のものにはアンダーラインを引きました。 経済産業省の資料 1) に示されたブレード折損・飛散事故のうち、飛散距離が 200m 以上のものは 6 件あります。 <table><tr><th>名称</th><th>飛散距離</th><th>原因</th><th>参照</th></tr><tr><td>白馬ウィンドファーム</td><td>200~250m</td><td>台風</td><td>2)</td></tr><tr><td>与那国風力発電所</td><td>500m</td><td>台風</td><td>3)</td></tr><tr><td>ユーラス肝付ウィンドファーム</td><td>340m</td><td>台風</td><td>4)</td></tr><tr><td>東伯風力発電所</td><td>226m</td><td>補修点検ミス</td><td>5)</td></tr><tr><td>的山大島風力発電所</td><td>330m</td><td>台風</td><td>6)</td></tr><tr><td>番屋風力発電所</td><td>400m</td><td>台風</td><td>7)</td></tr></table> 本事業の風車から送電線までの距離が近すぎると思います。 川内原子力線や新鹿児島線が送電機能を失えば、大規模停電が起きるだけでなく、川内原発が緊急停止するような重大事象に発展しかねません。ブレード損傷飛散事故に備えて十分な離隔距離を取るべきです。 1) 新エネ事故対応 WG の審議対象及び水平展開ルールの明確化等について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/029_03_00.pdf 2) 白馬ウィンドファームのブレード折損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/017_01_01.pdf 3) 与那国風力発電所の事故について(報告) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/007_06_00.pdf 4) ユーラス肝付ウィンドファーム風車破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/012_03_00.pdf 5) 東伯風力発電所 4 号機ブレード折損事故について(続報) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/023_01_01.pdf 6) 的山大島風力発電所 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/031_01_01.pdf 7) 番屋風力発電所 5 号機風車ブレード破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newenergy_hatsuden_wg/pdf/024_03_00.pdf	風車	川内原子力線までの距離(m)	新鹿児島線までの距離(m)	#1	693	255	#2	556	265	#3	945	670	#4	1250	975	#5	558	1040	#6	195	660	#7	370	268	#8	610	265	#9	239	745	#10	1290	206	#11	1580	457	名称	飛散距離	原因	参照	白馬ウィンドファーム	200~250m	台風	2)	与那国風力発電所	500m	台風	3)	ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	4)	東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	5)	的山大島風力発電所	330m	台風	6)	番屋風力発電所	400m	台風	7)	ご意見ありがとうございます。既存の送電線と風力発電機の離隔については、安全に配慮した距離を確保する計画としてまいります。
風車	川内原子力線までの距離(m)	新鹿児島線までの距離(m)																																																																
#1	693	255																																																																
#2	556	265																																																																
#3	945	670																																																																
#4	1250	975																																																																
#5	558	1040																																																																
#6	195	660																																																																
#7	370	268																																																																
#8	610	265																																																																
#9	239	745																																																																
#10	1290	206																																																																
#11	1580	457																																																																
名称	飛散距離	原因	参照																																																															
白馬ウィンドファーム	200~250m	台風	2)																																																															
与那国風力発電所	500m	台風	3)																																																															
ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	4)																																																															
東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	5)																																																															
的山大島風力発電所	330m	台風	6)																																																															
番屋風力発電所	400m	台風	7)																																																															

No.	一般の意見の概要	事業者見解
26	■崩壊土砂流出危険地区 図 3.2-15にあるように荒川の光明院から下流は土石流の土砂災害警戒区域に指定されています[溪流番号 dok205-0113, 溪流番号 dok205-0112]8)。土石流の土砂災害警戒区域は扇頂部より下流に指定されますから土砂の堆積場所です。土砂の供給元はさらに上流にあります。図 3.2-17にあるように風車#6, #7, #8 を結ぶ稜線の南側斜面一帯は崩壊土砂流出危険地区に指定されています。ここが土砂の供給元です。図 2.2-4(7)及び図 2.2-4(9)によれば#6, #7, #8 の風車ヤード及びそれらを結ぶ道路は遷急線上にあります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。 遷急線の近くの樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。たいへん危険です。 8) 鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ https://www.sabomap.jp/smartphone/00common/map.php?PREF_KBN=kagoshima# ■谷埋め盛土 図 2.2-4 によれば、盛土場 1~8 は稜線直下の沢筋にあります。 沢筋を埋めて土捨て場を作るようなことは絶対にやめてください。 沢地形は、地下水位が浅く、雨水が集まりやすい場所であるため、もともと地下水が豊富な条件下にあります。そのため、法令に則って排水設備が設置され、地山の段切り、盛土の締め固めがなされると思います。しかし、仮に沢の湧水点を全て網羅するような排水設備が設計施工されたとしても、それらの設備が設計時の計算通り機能し続けることはありえないことだと思います。それらの設備は地震や豪雨のたびに傷みます。水は弱いところを突いて侵食します。まさに、蟻の一穴から大規模な崩壊へと繋がります。供用期間中は定期的に点検が行われ、傷んだ箇所は補修されるかと思います。しかし、簡単には補修できない箇所もあります。例えば地下深く埋設される暗渠排水管が壊れたり詰まったりして機能しなくなった場合、どのように補修されるのでしょうか。 さらに、これらの排水設備は供用期間終了後も機能し続けなければなりません。大規模な盛土の安定を保つために必要不可欠な設備だからです。これらの設備が永遠に機能し続けることなどあり得ません。植栽により自然状態を回復するという説明を聞くことがありますが、全くのナンセンスです。これだけ大規模な谷埋め盛土の安定を植栽により保つことはできません。地山にとって盛土は堆積土砂と同じですから、ガリー(谷状の溝)を形成して少しずつ流出するか、大雨や地震が誘因となって大規模に流出するかです。大規模な谷埋め盛土が少しずつ侵食されていく様子はとても不気味なものです9)。 9) 倒木・えぐれた斜面... 海堀正博広島大防災・減災研究センター長「盛り土全体早く調査を」(中国新聞) https://youtu.be/KCkY9j-wkt1?si=fS-rmDainmReabnz 以上	本事業では、森林の伐採・改変面積を最小化する計画としており、風力発電機や取り付け道路、風車ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄官庁の審査を受け、安全を確保した設計、施工といたします。

日刊新聞紙における公告等

南日本新聞 (2024年6月21日 朝刊 15面)

15 地域総合 2024年(令和6年)6月21日 金曜日 南日本新聞 第15面

環境影響評価準備書 縦覧及び

住民説明会の開催について(公告)

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)いちき串木野・薩摩川内ウインドファーム 環境影響評価準備書」を次のとおり縦覧します。また、同法に基づく説明会の開催について、お知らせします。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、株式会社グリーンパワーインベストメント(代表者:代表取締役社長 坂本 満、所在地:東京都港区赤坂二丁目11番44号赤坂インターシティ9階)

■対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
(仮称)いちき串木野・薩摩川内ウインドファーム(風力発電(陸上)、四万キロワット程度)

■対象事業実施区域・関係地域の範囲:鹿児島県いちき串木野市及び薩摩川内市

■縦覧場所:鹿児島県庁13階環境林務課、いちき串木野市役所串木野庁舎(正面玄関1階ロビー)、いちき串木野市羽島交流センター1階、いちき串木野市荒川交流センター1階、薩摩川内市役所本庁4階環境課、薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター、薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター、薩摩川内市津浪地区コミュニティセンター、薩摩川内市奇間地区コミュニティセンター

②縦覧期間:令和6年6月21日(金)〜令和6年7月22日(月)
③縦覧時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

④電子縦覧:<https://greenpower.co.jp/news/>
■説明会の開催日時・場所:
令和6年7月1日(月) 18時30分〜20時30分
SSプラザさんだい301会議室(鹿児島県薩摩川内市平佐1-18)
令和6年7月9日(火) 18時30分〜20時30分
羽島交流センター(鹿児島県いちき串木野市羽島5218)
令和6年7月11日(木) 19時30分〜21時30分
荒川交流センター(鹿児島県いちき串木野市荒川2450)

■意見書の提出:環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法:氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送にてお送りください(当日消印有効)。

※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

②提出期間:令和6年6月21日(金)〜令和6年8月5日(月)
意見書提出先:お問い合わせ先
株式会社グリーンパワーインベストメント 鹿児島事務所
〒895-0131 鹿児島県薩摩川内市高江町654-1
高江未来学校内 電話099-629-4960

自治体広報誌におけるお知らせ

いちき串木野市の広報誌（広報いちき串木野おしらせ版 6月5日号）

**陸上風力発電における
環境影響評価準備書の縦覧等**

株式会社グリーンパワーインベストメント（以下、「GPI」）及び日本風力エネルギー株式会社（以下、「NWE」）が本市及び薩摩川内市にて計画している陸上風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会を開催します。

【環境影響評価準備書縦覧】**●縦覧場所**

- ・串木野庁舎正面玄関 1 階ロビー
- ・羽島交流センター 1 階
- ・荒川交流センター 1 階

●縦覧期間 6月21日（金）～7月22日（月）

※縦覧時間は各所の開庁時間に準じます。

●電子縦覧 各社ホームページでご覧できます。**【住民説明会】****●場所・日時**

- ・羽島交流センター 7月9日（火）18:30～
- ・荒川交流センター 7月11日（木）19:30～

●問合せ ・GPI 赤松 ☎ 29-4960

・NWE 足立・内尾 ☎ 26-1411

8 | R6.6.5

薩摩川内市の広報誌（広報薩摩川内 6月10日号）



▲㈱グリーンパ
ワーインベス
トメント☎

☎(29) 4960

メント

問(株)グリーンパ ワーインベス ト

対どなたでも可

所SSプラザさんだい

時7月1日(月)18時30分

▼説明会

ための図書の縦覧

環境保全の見地から意見を聴く

環境影響評価の結果について

ンベストメント☎

センター、(株)グリーンパ ワーイ

山、滄浪、寄田地区コミュニテイ

所本庁4階環境課、隈之城、峰

※土・日曜日、祝日を除く

時6月21日(金)～7月22日(月)

▼環境影響評価準備書の縦覧

ウインドファーム

(仮称)いちき串木野・薩摩川内

**環境影響評価準備書の
縦覧と説明会**

2024.6.10 広報 薩摩川内 | 18

鹿児島県庁のホームページによるお知らせ

いいね！ 更新日：2024年6月21日

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

詳しくは事業者のホームページ（外部サイトへリンク）をご覧ください。

環境影響評價

- 鹿児島県環境影響評価条例の対象事業に風力発電
事を追加することについて
- パブリックコメントの実
施結果
- 鹿児島県環境影響評価条
例の対象事業に太陽光発
電事業を追加すること
について
- 環境影響評価について

いちき串木野市のホームページによるお知らせ



いちき串木野市

いちきくしきのし

[文字サイズ・色合い変更](#)
[Foreign Language](#)
[携帯サイト](#)

[検索](#)
[サイトマップ](#)
[行政機関](#)

[ホーム](#)
[暮らし](#)
[防災・安全・安心](#)
[健康・福祉・子育て・介護](#)
[教育・文化・スポーツ](#)
[産業・企業誘致](#)
[市政情報](#)

ホーム > 新着情報

ホーム

新着情報

- 暮らし
- 防災・安全・安心

6月21日 [議員の給与の男女の差の公表](#)

6月21日 [「（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における電力発電事業（改定版）環境影響評価準備書」の掲載について](#)

6月21日 [「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」の掲載について](#)

「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」の掲載について

株式会社グリーンパワーインベストメントが環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」（以下、準備書）及び準備書を要約した書類（以下、要約書）を以下のとおり公表・掲載します。

経営場所

- ・市役所串木野分庁舎（正面玄関1階ロビー）
- ・羽島交流センター（1階ロビー）
- ・荒川交流センター

経営期間

令和5年6月21日（金曜日）から令和6年7月22日（月曜日）まで
（経営時間は各施設の開庁時間とします。）

電子掲載

準備書の内容については、事業者ホームページから閲覧することができます。

[グリーンパワーインベストメント株式会社ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

意見書の提出について

「（仮称）いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をもちたい方は、備え付けの意見書にご記入のうえ意見書箱にご投入いただくか、以下の宛先までご郵送ください。

意見書受付期間

令和6年6月21日（金曜日）から令和6年8月5日（月曜日）まで
（郵送の場合は8月5日消印有効）

意見書宛先

〒896-0064

鹿児島県いちき串木野市羽島5203-1

株式会社グリーンパワーインベストメント いちき串木野事務所 森松 宛

意見書記載事項

1. 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2. 準備書の名称
3. 環境の保全の見地からの意見及びその理由

問合せ

〒896-0064

鹿児島県いちき串木野市羽島5203-1

株式会社グリーンパワーインベストメント いちき串木野事務所 森松 宛

電話番号 0996-29-4960

（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

お問い合わせ

いちき串木野市役所総務課産業課係

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

電話：0996-33-5650

ファクス：0996-32-3124

薩摩川内市のホームページによるお知らせ

さつまさんだいし
薩摩川内市

ルビふり 言葉探ふとば 文字サイズ 背景色

標準 拡大 縮小 標準 Select Language Go

くらし・手続き 医療・健康・福祉 子育て・教育 観光・文化スポーツ 仕事・産業 行政情報

現在のページ ホーム > 新着一覧

新着一覧

更新日：2023年03月27日

新着情報

2024年06月21日 [\(仮称\) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファームに係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会実施](#)

2024年06月21日 [\(仮称\) いちき串木野市及び薩摩川内市における電力発電事業（改定版）に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会実施](#)

サイト内検索

Google 検索

ファイル種別
☒ すべて ☐ HTML ☐ PDF

ホーム

→ 縦覧から探す

→ くらし・手続き

(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファームに係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会実施

更新日：2024年06月21日

株式会社グリーンパワーインベストメントが計画している「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム」に係る環境影響評価準備書の縦覧が実施されています。

【縦覧場所】

市役所本庁4階環境課、隈之城・峰山・滄浪・寄田の各地区コミュニティセンター

【縦覧期間】

令和6年6月21日（金曜日）から7月22日（月曜日）まで（土曜日・日曜日・祝日・コミュニティセンターの休館日を除く）

<縦覧できる時間>午前8時30分から午後5時15分まで

- ・この手続きは、環境影響評価法に基づくものです。
- ・環境の保全の見地からの意見がある方は、令和6年8月5日（月曜日）まで事業者に対し書面にて提出することができます。

下記のリンク先（事業者ホームページ）でも縦覧できます。

[株式会社グリーンパワーインベストメントHP 準備書縦覧](#)

説明会（事業者主催）

準備書説明会が次の日程で開催されます。事前申し込みは必要ありません。

<日時> 令和6年7月1日（月曜日）午後6時30分から

<場所> SSプラザさんだい 301会議室

株式会社グリーンパワーインベストメントのホームページにおけるお知らせ


[TOP](#)
[わたしたちの取り組み](#)
[ニュース](#)
[日本各地の事業](#)
[会社案内](#)
[採用情報](#)

ニュース

[すべて表示](#)
[お知らせ](#)
[できごと](#)
[環境影響評価書](#)

2024年6月21日

お知らせ

(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

2024年4月26日

できごと

石狩湾新港洋上風力発電所の竣工式を執り行いました

2024年4月15日

お知らせ

ゼロエミッション・データセンターへの電力供給に向け、再エネ地産地消事業モデル実現に向けた基本合意書を締結

2024年3月27日

お知らせ

GPIの子会社が小売電気事業者登録を完了いたしました。

2024年2月2日

お知らせ

「グリーンパワー深溝風力発電所」商業運転開始について

2024年1月4日

お知らせ

「石狩湾新港洋上風力発電所」の商業運転開始について

2023年12月26日

できごと

「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2023」で基調講演を行いました

[お知らせ](#) を全て見る
 [できごと](#) を全て見る
 [環境影響評価書](#) を全て見る

株式会社グリーンパワーインベストメントのホームページにおけるお知らせ



TOP わたしたちの取り組み ニュース 日本各地の事業 会社案内 採用情報

ニュース

ホーム > ニュース > 環境影響評価 > (仮称) いちき

(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

◎ 2024年6月21日 ▲ public relations □ 環境影響評価

令和6年6月21日

株式会社グリーンパワーインベストメント

当社は、環境影響評価法に基づき「(仮称) いちき串木野・薩摩川内ウィンドファーム 環境影響評価準備書」(以下、準備書)及びこれを要約した書類(以下、要約書)を公表いたします。

■準備書の縦覧

【縦覧場所】

鹿児島県庁13階 環境林務課 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1)

いちき串木野市役所串木野庁舎正面玄関1階ロビー (鹿児島県いちき串木野市昭通133-1)

いちき串木野市羽島交流センター1階 (鹿児島県いちき串木野市羽島5218)

いちき串木野市荒川交流センター1階 (鹿児島県いちき串木野市荒川2450-1)

薩摩川内市役所本庁4階 環境課 (鹿児島県薩摩川内市柿田町3-22)

薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市高江町1735-1)

薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市勝目町3944-3)

薩摩川内市湊浪地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市久見崎町191-1)

薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター (鹿児島県薩摩川内市寄田町139)

【縦覧期間】

令和6年6月21日(金)～令和6年7月22日(月)

(土・日・祝祭日を除く開庁日。縦覧時間は各開庁時間に準ずる)

株式会社グリーンパワーインベストメントのホームページにおけるお知らせ

■インターネットによる公表

・ 要綱・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概要
- 第4章 計画段階評価事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 評価書に対する関係重要大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 方法書に対する意見と事業者の見解
- 第7章 方法書に対する関係重要大臣の意見
- 第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての関係重要大臣の意見
- 第10章 環境影響評価の結果
 - 10.1.1 大気環境
 - 10.1.2 水環境
 - 10.1.3 その他の環境
 - 10.1.4 動物
 - 10.1.5 植物
 - 10.1.6 土壌等
 - 10.1.7 景観
 - 10.1.8 人と自然との結み合いの活動の場
 - 10.1.9 歴史跡等
 - 10.2 環境の保全のための措置
 - 10.3 事後調査
 - 10.4 環境影響の総合的な評価
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 第12章 その他環境省等で定める事項
- 資料集
- 要約書

なお、本書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。また、本書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本書に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

■意見書の提出について

【意見書提出方法】

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱にご投函をいただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。

・ 意見書書式

【意見書の提出期限】

令和6年8月5日（月）※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催

7月1日（月）18時30分より SSプラザせんだい301会議室（鹿児島県薩摩川内市平佐1-18）

7月9日（火）18時30分より 羽農交流センター（鹿児島県いちき串木野市羽島5218）

7月11日（木）19時30分より 荒川交流センター（鹿児島県いちき串木野市荒川2450-1）

■お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント 鹿児島事務所
〒895-0131 鹿児島県薩摩川内市高江町654-1 高江未来学校内 別館2階

Tel：0996-29-4960

ご意見記入用紙

二氏名

令和 年 月 日

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is a vertical margin line on the left side, creating a narrow left margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled sheet of paper.

—22—

鹿児島県庁 13 階環境林務課



いちき串木野市役所串木野庁舎 (正面玄関 1 階ロビー)



いちき串木野市役所羽島交流センター 1 階



いちき串木野市荒川交流センター 1 階



薩摩川内市役所本庁 4 階環境課



薩摩川内市峰山地区コミュニティセンター



縦覧状況 (2/2)

薩摩川内市隈之城地区コミュニティセンター



薩摩川内市寄田地区コミュニティセンター



薩摩川内市滄浪地区コミュニティセンター

